

所得区分・所得の計算方法と主な金融商品

所得区分	所得の計算方法（原則）	主 な 金 融 商 品 () は課税方法
利子所得	収入金額	・ 預貯金、公社債などの利子 ・ 公社債投資信託の収益の分配 ・ 貸付信託の収益の分配 } (源泉分離)
配当所得	収入金額 - [株式的なものを取得するの利子] * 配当控除（税額控除）あり	・ 株式、出資の配当 (総合課税不要源泉分離) ・ 証券投資信託の収益の分配 (源泉分離)
譲渡所得	収入金額 - [売却した資産の取得費・譲渡費用] * 総合課税は50万円の特別控除あり	・ 株式の譲渡益 (申告分離又は源泉分離) (注) 源泉分離課税は平成13年3月31日をもって廃止
一時所得	収入金額 - [収入をた支た得るに用いた費用] - 50万円 特別控除	・ 生保の満期保険金 (総合課税)
雑所得	収入金額 - 必要経費	・ 割引債の償還差益 (源泉分離)

(参考) 金の年

1.	2.
もの、 の益、 下差 税以替 課年為 離5の 分間金 泉期預 源險期 り保定 よ(建 に益貨 率差外 税の⑤ の等、 様險息 同保利 と老の 得養券 所払証 子時当 利一抵 ②④ は、等方負 て益金金算人 い利ん賞計本 つので懸の一 に座補の得額 (口付等所付 ※)給金雜給 (資の貯る 等投等預係 品(金付に金 商蓄積金付年 似貯期賞給人 類金定懸の個 融①③⑥金①	除控等年金公的額付給 ----- 等年金公的 ②、金掛の負担

利子・配当等課税制度の概要

区 分			概 要	
			所 得 税	住 民 税
利子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等		源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
配 当	株	1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	式 等	発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
			源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
		1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税
	証券投資信託(公募)の収益の分配		源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
譲 渡 ・ 一 時 ・ 雑	金融類似商品		利子所得と同様に源泉分離課税	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		(15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
	割引債の償還差益		源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税

(注) 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄(投資)口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益(保険期間等が5年以下のものに限る。)をいう。

主 要 国 の 利 子 課 税 制 度 の 概 要

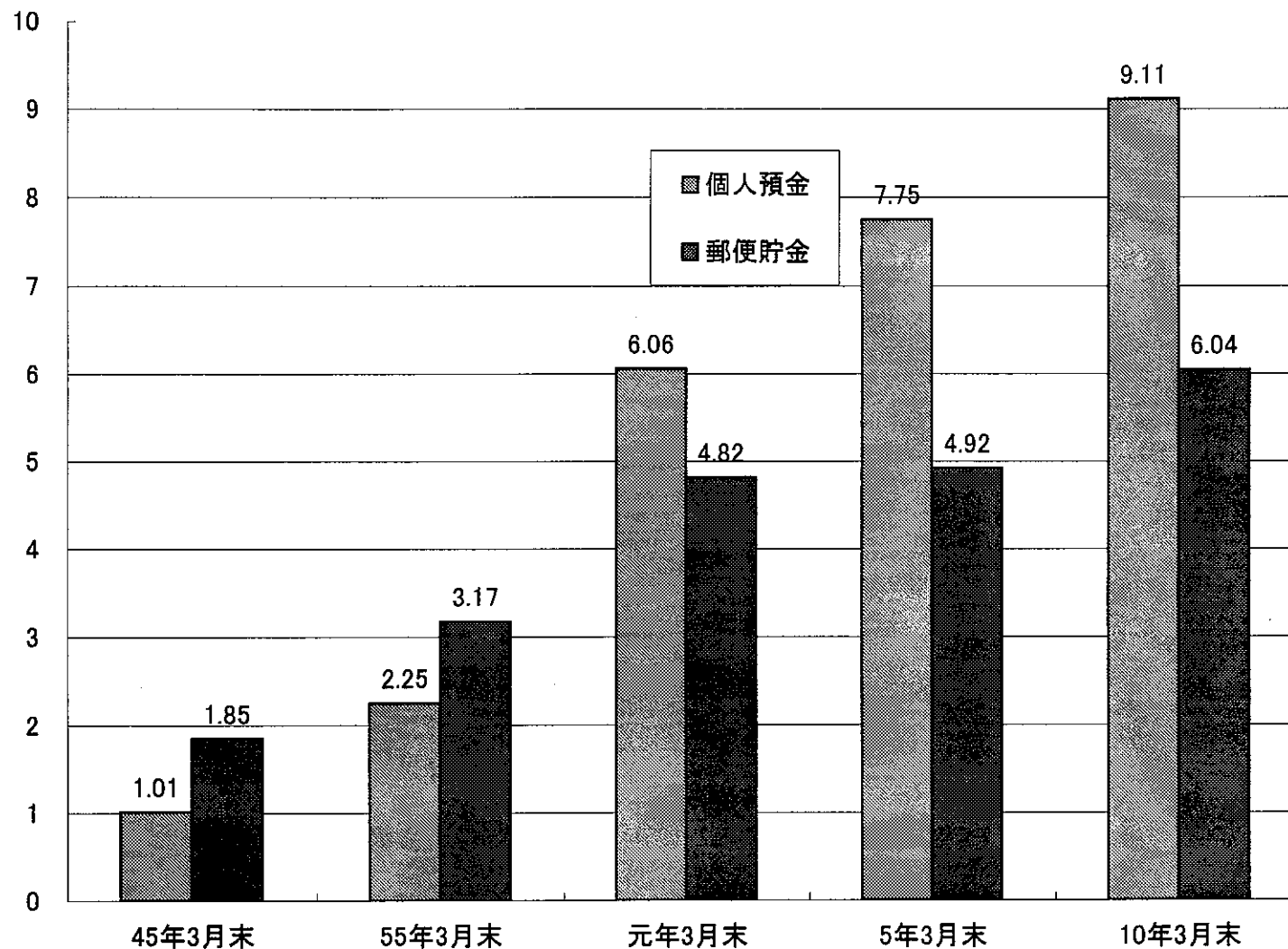
項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、基本税率(23%)以下のブラケットに属する部分は20%、それ以外は40%で課税)	総合課税	総合課税と源泉分離課税との選択 源泉分離課税を選択した場合、10%の付加税が課され、併せて25%の税率で課税される。
2. 源泉徴収	源泉徴収は行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。 (納税者の9割以上が基本税率23%以下に属しているが、それらの者の利子所得については20%の源泉徴収で課税関係が結果的に終了することになる。)	30% (転換社債等については25%) の税率で源泉徴収を行う。 (利子等について年間3,000マルクの貯蓄者控除が存在する。)	源泉分離課税を選択した場合、10%の付加税が課され、併せて25%の税率で源泉徴収される。

主 要 国 の 配 当 課 税 制 度 の 概 要

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に 応じ、基本税率(23%)以下の ブラケットに属する部分は 10%、それ以外は32.5%で 課税)	総合課税	総合課税
2. 源泉徴収	源泉徴収を行わない。 ただし、納税者番号を 申告しなかった者は31% の税率で源泉徴収される。	源泉徴収を行わない。	源泉徴収(税率25%) を行う。	源泉徴収を行わない。

全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移

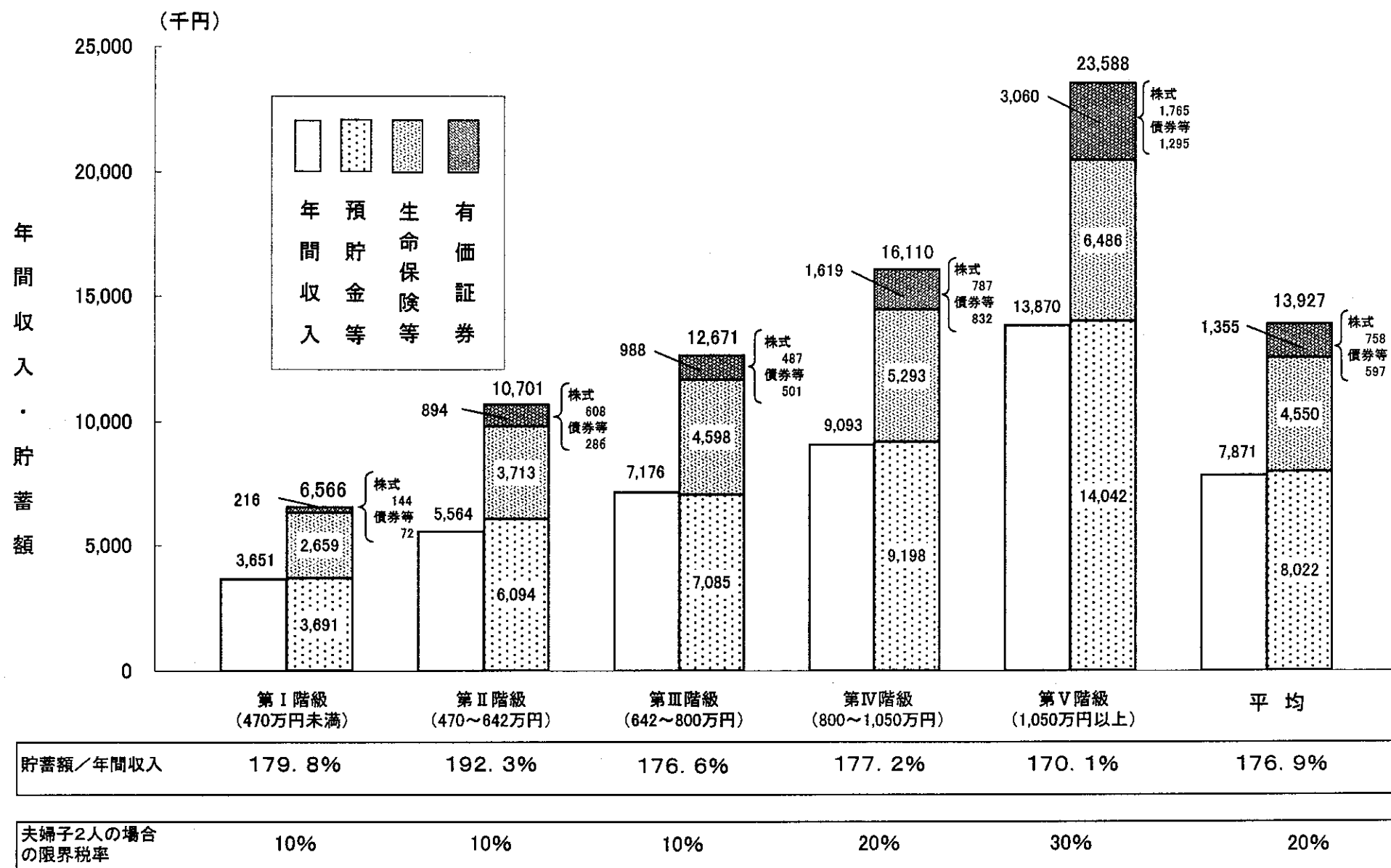
口座数(億口、億枚)



(注) 1 個人預金は「預金者別預金統計調査」(日本銀行)による。なお、無記名預金を含む。

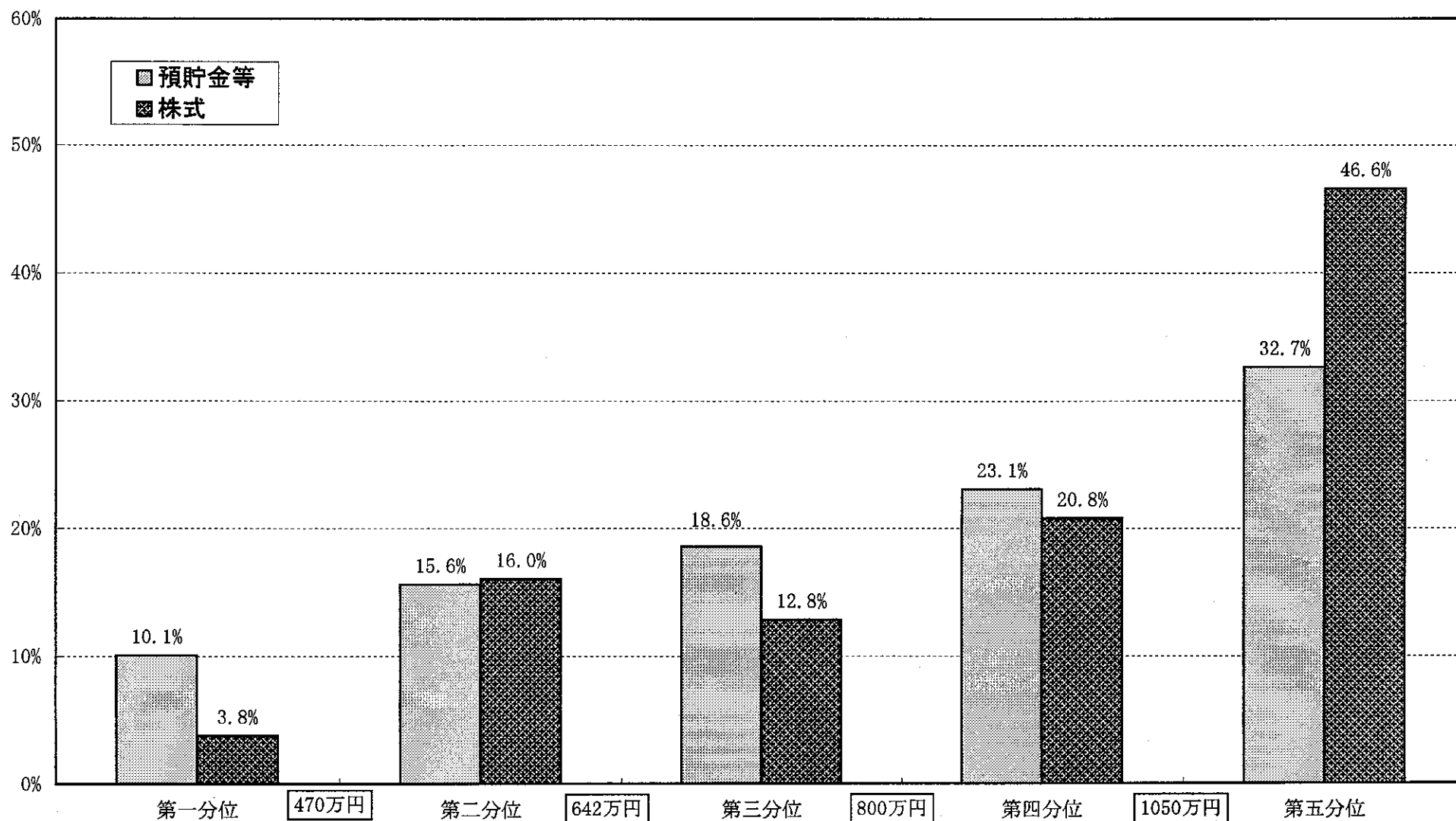
2 郵便貯金は郵政省貯金局調べによる。なお、45年3月末の計数には、旧外地預金、戦災貯金等を含んでいる。

年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況(全国勤労者世帯)＜平成11年分＞



〔出典：貯蓄動向調査報告(総務庁統計局)〕

収入五分位階級別の株式及び預貯金等分布状況比較（総額に占める各分位毎のシェア）



(注) 1. □内は年間収入の各分位の境界値である。

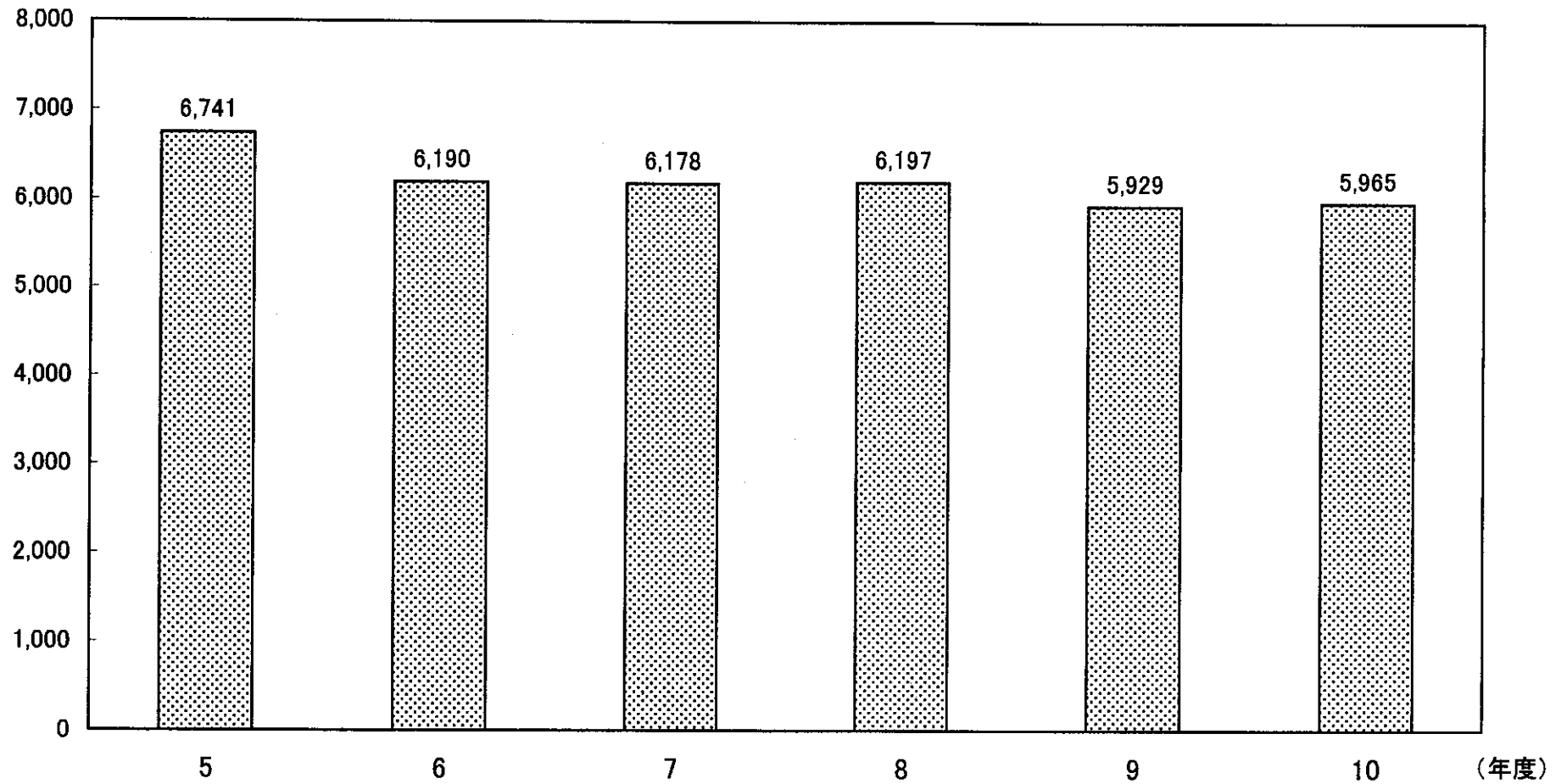
2. 預貯金等には、通貨性預金、定期性預金、生命保険等、金融機関以外への貯蓄を含む。

(出典) 総務庁「貯蓄動向調査報告」(平成11年)

(参考) 金利0.1%の場合、金利収入1,800万円(課税所得1,800万円を超えると最高税率50%が適用される。)を得るためには、180億円の元本が必要である。

配当等の支払を受ける人員(延べ人員)の推移

人員(万人)

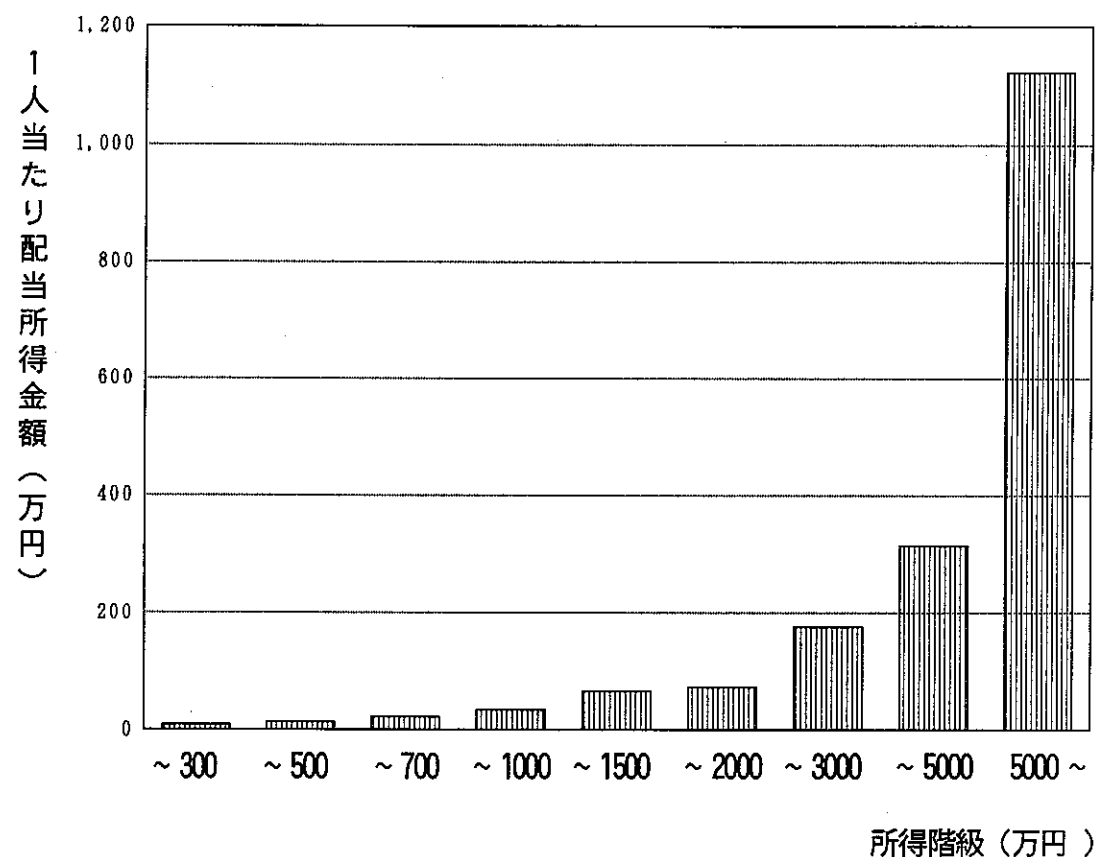


- (注)1. 配当等とは、利益・利息の配当、剰余金の分配及び基金利息の分配をいう。
2. 一般課税分、非課税分及び源泉分離(選択)課税分の合計人員(法人を含む)である。
3. 国税庁統計年報書による。ただし、平成10年分の数値は、税務統計速報による。

配当所得のある者の申告所得階級別分布状況（平成10年分）

申告所得階級	人 員		配 当 所 得 の 金 額	
		構成比		1人当たりの金額
	千人	%	億円	万円
300 万円以下	37	10.8	34	9
500 〃	59	16.9	82	14
700 〃	47	13.5	103	22
1,000 〃	50	14.6	174	34
1,500 〃	52	14.9	342	66
2,000 〃	33	9.7	378	73
3,000 〃	32	9.3	570	176
5,000 〃	23	6.5	711	314
5,000 万円超	13	3.7	1,457	1,123
合 計	347	100.0	3,851	111

（備考）申告所得税の実態（国税庁）による。



株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 〔 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 等 〕	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置） ② 源泉分離課税⇒ 13.3.31をもって廃止 譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 所得＝ 譲渡代金×5.25% 税額＝ 所得×20% ＝（譲渡代金×5.25%）×20% ＝ 譲渡代金×1.05%
その他の株式等	申告分離課税（上記①）

株式譲渡益課税制度の推移

	株 式 譲 渡 益 課 税	有価証券取引税
昭和28年度	・ 総合課税 → 原則非課税化 { 回数大、売買株式数大、事業譲渡類似 } の場合には総合課税	・ 有取税の導入
平成元年度	(消費税導入) ・ 原則非課税 → 課税化 次のいずれかの方式を選択 { 申告分離課税 源泉分離課税 (みなし利益方式)	・ 税率引下げ
平成11年度	・ 申告分離課税への一本化 (源泉分離課税の廃止)	・ 有取税の廃止 { 税収 2000億円 ピーク時 2兆円弱 }
平成13年 4 月	↓ 実 施	

株式等譲渡益課税

「2 株式等譲渡益課税への対応

(1) 株式等譲渡益課税の経緯

株式等譲渡益課税については、昭和63年の税制の抜本改革において原則課税化されたが、その際、取引把握体制や証券市場への影響等にかんがみ当面の措置として源泉分離選択課税方式が採用された。その後、源泉分離選択課税方式については「利子・株式等譲渡益課税小委員会」において見直しが行われたが、把握体制、取得価額の計算の難しさ等を考慮し引き続き現実的な対応として維持され、今日に至っている。

(2) 今回、株式等譲渡益課税について原則課税化から約10年を経て本制度を見直し、今後の方向を示すと以下のとおりである。

① 株式等譲渡益を総合課税とすべきであるか分離課税とすべきであるかについては両様の考え方があるが、株式等譲渡益を幅広く総合課税とする場合には利子等も含める必要があり、そのためには納税者番号制度といった把握体制が必要である。当面、そのような把握体制が整わない下では、分離課税の枠組みの中での適正化を図ることが適当である。なお、資金の海外等へのシフトのおそれや、累進税率の下では各金融資産の税引き後収益が納税者ごとに異なること等から、むしろ分離課税にメリットを見出し積極的に評価する意見もある。

② いずれにしても、現行の源泉分離課税方式については、現に個人株式取引のうちかなりの部分がこの方式を選択している実情に配慮すべきであるとの意見もあったが、

イ．譲渡益のうちみなし差益率を超える部分は課税対象となっておらず、所得課税の趣旨とは外れたものとなっている、

ロ．申告分離課税との選択が認められていることから、譲渡益の大小（譲渡益と譲渡損）に応じて意図的な税負担軽減が図れる、

ハ．フリー、フェア、グローバルの3原則による金融システム改革の理念からすると、税の公平性や市場の透明性を高めることが重要であるが、アメリカ、イギリスにも無い源泉分離課税制度を維持することは、この方向に反するものである、

ニ．地方税が非課税となっている、

といった点において問題があることは否定できない。

他方、把握体制の整備や取得価額の計算、証券市場への影響といった問題については、

- イ．選択によるとはいえ申告分離課税の実績も積み重ねられてきており、株式等譲渡益には利子等に比して把握のための大掛かりな仕組みは必ずしも必要でなく、取引情報が集まる仕組みがあれば、申告分離課税へ一本化したとしても適正な申告を期待できる状況になっていると考えられること、
- ロ．実額により所得計算をして申告することは申告納税制度の基本であり、原則課税化してから相当な期間を経過した現在においてみなし課税を維持すべきではないこと、まして、相当程度の資金の移動が伴う株式の取引についてこのような配慮は適当でないこと、
- ハ．昭和63年に原則非課税から原則課税に移行した際と、原則課税化してから相当期間を経て分離課税の枠組みの中で変更する場合とでは、証券市場への影響についてもおのずと差異があること、

から、当小委員会としては、源泉分離選択課税方式は廃止し、申告分離課税に一本化することが適正化の方向と考える。

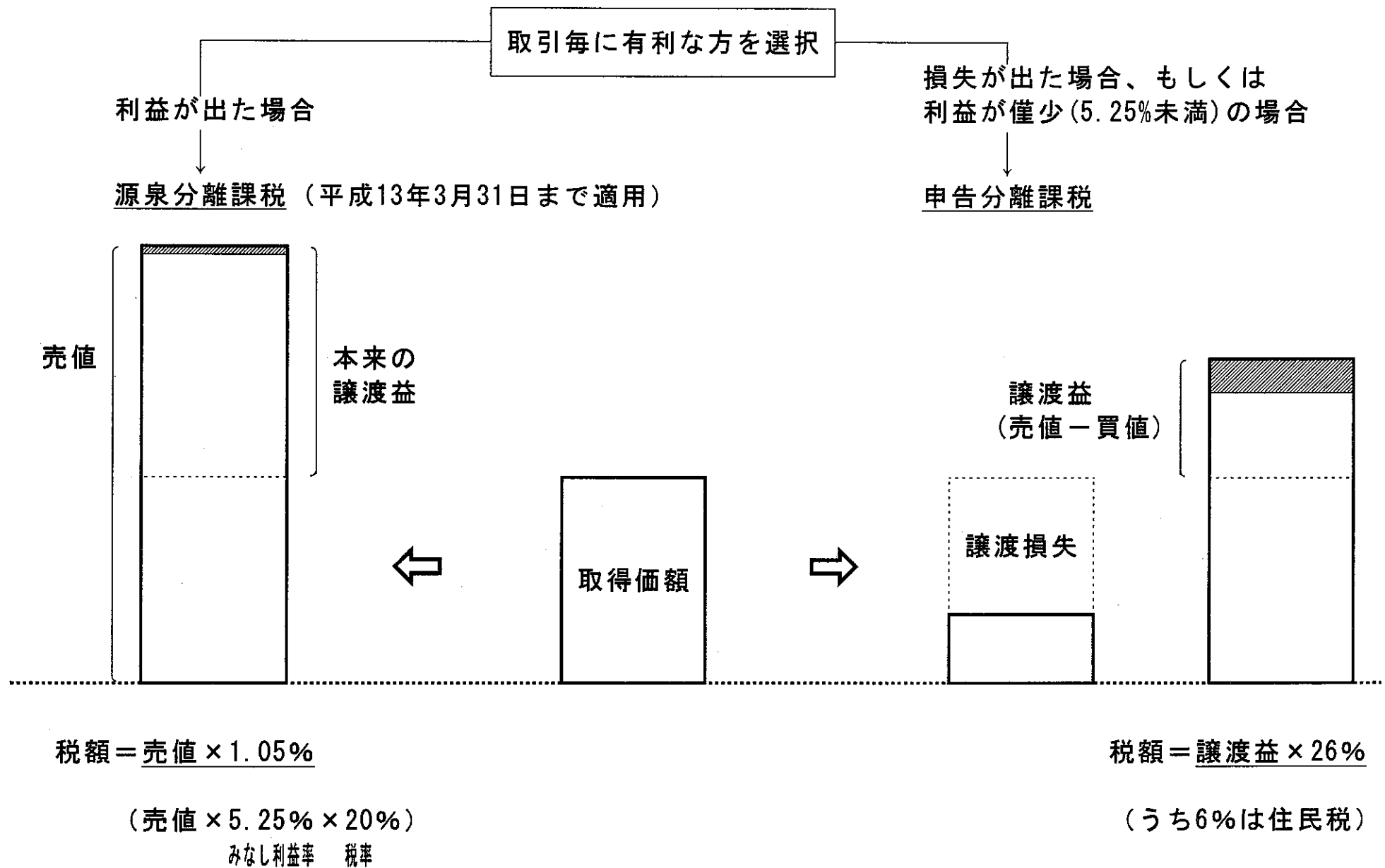
しかしながら、源泉分離課税方式の廃止は、個人の株式取引に対しかなりの影響を与えかねないため、現在の低迷している証券市場の状況や金融システム改革の進展状況に政策的に配慮する必要があることからすれば、これを直ちに廃止することは適当でないとの強い意見があった。この場合、当面、源泉分離選択課税を維持することとなるが、課税の適正化の観点から、少なくとも源泉分離課税の税率等を見直すことが適当である。また、課税の公平性、中立性を確保する観点から、地方税における課税の適正化も図る必要がある。

なお、申告分離課税に一本化されれば、対象取引について本人確認及び課税資料の提出が必要となることは言うまでもない。

- ③ なお、利子と株式等譲渡益については、所得の性質、保有階層、所得の計算方法（取得価額の控除等）等が異なるものであり、また、納税者番号制度が導入されていない状況においては、両者に異なる課税方法が採られることは現実的な選択と考えられる。これに対し、株式等譲渡益課税を申告分離課税に一本化することは、一律源泉分離課税となっている利子課税との均衡を欠くのではないか、利子も含めた総合課税を指向すべきではないかとの意見があった。

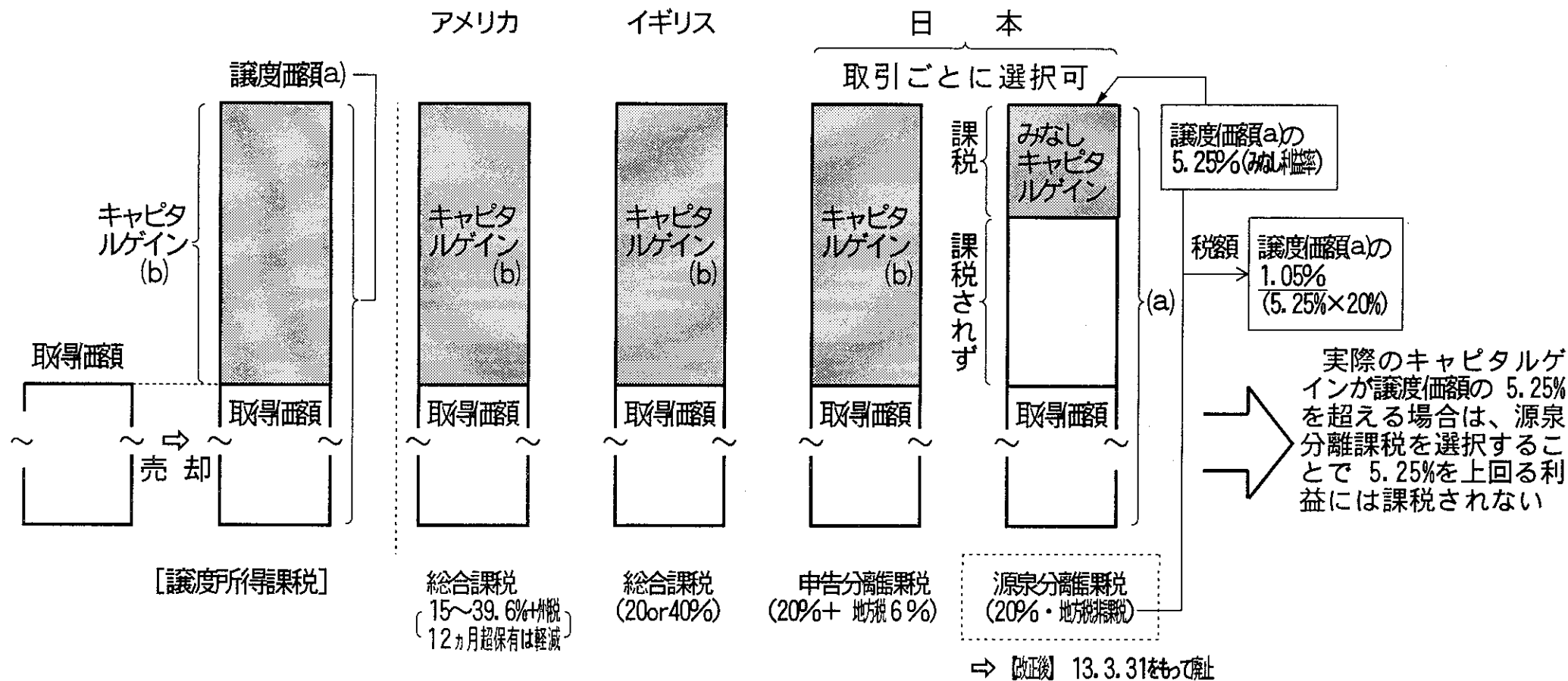
また、株式等譲渡益課税について納税者の事務負担等から源泉分離課税の意義を主張する意見があるが、このような見解を採るのであれば、株式の譲渡については所得課税より取引課税が適当との見解を採らなければ一貫しないとの意見があった。

株式等譲渡益に対する課税制度 分離課税



株式の譲渡に関する課税の国際比較

課税される譲渡所得



[損の出る場合]

- ・他の所得から3,000ドルを上限として控除可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可
- ・他の所得から控除不可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可
- ・申告分離課税を選択する場合、その年の株の譲渡益と相殺可
- ・他の所得から控除不可

[関連制度]

- 納税者番号制度
- 記帳慣行
- 税務当局の調査権等

主要国の株式譲渡益課税制度の概要 (未定稿)

項 目	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
課 税 の 原 則	分 離 課 税	総 合 課 税	総 合 課 税	投機売買(保有期間 12 か月以下の株式等) により生じたものにつ いては、総合課税 その他は、一定のも のを除き非課税	分 離 課 税
課税方法	申告分離課税又は源泉 分離課税の選択 ① 申告分離課税 譲渡益に対して 26% (住民税 6%を含む) の 税率により課税 ② 源泉分離課税 譲渡代金の 5.25%を 所得とみなし 20%の税 率により課税(住民税非 課税) ↓ (改正後) ②は 13 年 3 月 31 日まで適用する経過 措置を講じた上、廃止。	他の所得と合算して総 合課税する(税率は 15~ 39.6%)。 但し、12 か月超保有の 場合、総合上積みの上、 最高税率を 20%に軽減。 (注)この他、州・地方税 あり。 ・ニューヨーク州: 4~6.85% ・ニューヨーク市: 3.021 ~3.779%	キャピタル・ゲインを 他の通常所得に上積みし た場合の所得税の限界税 率に応じ、基本税率 (23%)以下のブラケット に属する部分については 20%、それ以外の部分は 40%で課税(年間のキャ ピタル・ゲインが 7,100 ポ ンドまでは非課税)。 但し、3 年超保有の場 合、軽減措置あり。	他の所得と合算して 総合課税(1 暦年 1,000 マルク未満の場合は免 税)。	年 間 譲 渡 総 額 が 50,000 フラン以下であ れば免税。 50,000 フランを超え る場合は 26%(10%の 付加税を含む)の税率 で分離課税。
譲渡損失 の取扱い	申告分離課税を選択す る場合、その年の株式譲 渡益と相殺可。 他の所得から控除不 可。	他 の 所 得 か ら 毎 年 3,000 ドル又は通常所得 の小さい方を上限として 控除可。 翌年以降繰越し可。	他 の 所 得 か ら 控 除 不 可。 翌年以降繰越し可。	その年の投機所得か らのみ控除可。 他の所得から控除不 可。	他 の 所 得 か ら 控 除 不 可。 翌年以降繰越し可(5 年を限度)。

【今回の見直しの趣旨】

平成13年3月31日をもって、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度が廃止され、申告分離課税に一本化されることとなっています。これは、一連の金融システム改革（日本版ビッグバン）の流れを背景に、税制においても適切に対応するため、平成11年度税制改正において、有価証券取引税等の廃止に併せ、源泉分離課税を廃止することにより、国・地方を通じた課税の適正化を図ったものです。

【申告分離課税方式の下での確定申告】

申告分離課税方式では、取引のたびに税負担分を源泉徴収されることにより納税手続が終了する源泉分離課税方式と異なり、株式等の譲渡があった年の翌年2月16日～3月15日の間に、確定申告をしていただくことになります。その際、譲渡による利益（譲渡代金－取得価額）を御自分で計算していただく必要があります。

【取得価額の把握の方法】

その計算に当たっては、株式等をいくらで取得したか（取得価額）が重要な要素となりますが、証券会社から送られてきた「取引報告書」をお持ちの場合は、これにより容易に確認することができます。

「取引報告書」をお持ちでない場合には、取引のある証券会社に問い合わせただけであれば、その証券会社が保存している「顧客勘定元帳」等により、取得価額を確認することができます。

相続で株式を取得した場合など証券会社と取引がない場合には、一定の資料を手がかりに株式等の取得時期を把握し、その時期の相場を基にして合理的な取得価額を計算していただくことになります。

この場合、取得時期については、例えば、株券の裏面や発行会社にある株主名簿を調べたり、預金通帳の払込日の記載や日記帳などの手控えを調べることで知ることができますし、その時期の相場については、例えば証券会社のデータベースや当時の新聞記事で知ることができます。

詳しくは、お近くの国税局・税務署・市町村にご相談下さい。

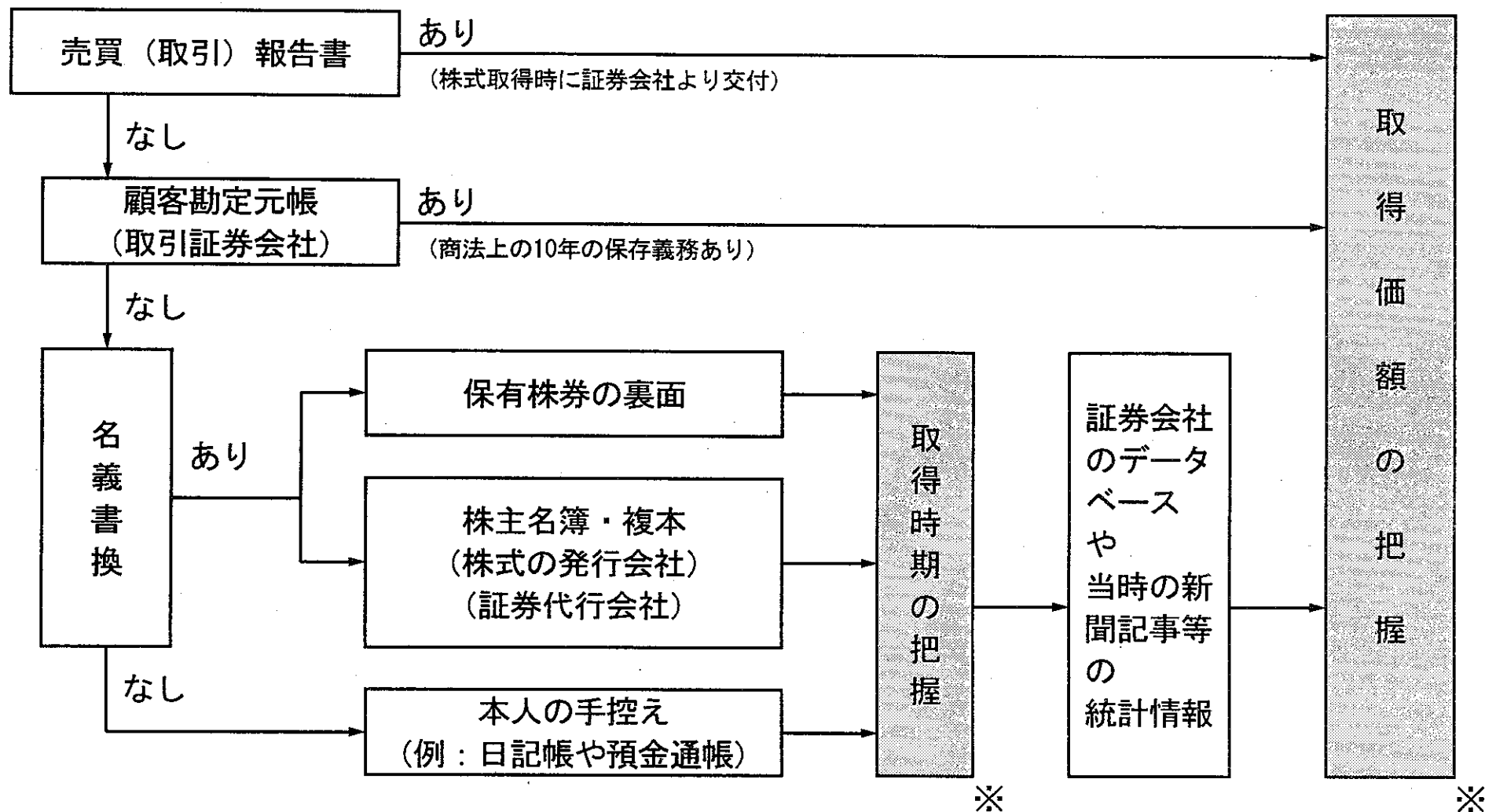
* 譲渡収入の5%を取得価額とする取扱いの趣旨は次のとおりです

所得税基本通達には、譲渡収入の5%相当額を取得価額として申告できる取扱いがあります。

この取扱いはあくまで、納税する人が譲渡収入の5%相当額を取得価額として譲渡益を計算している場合には、実際の取得価額の多寡にかかわらずこれを認めて構わないという便宜的な取扱いです。取得価額が不明な場合に強制的にこれを譲渡収入の5%相当額とするという趣旨ではありません。

（注）大蔵省・自治省ホームページより

株式取得価額の把握について



※ 納税者の選択により譲渡収入金額の5%を取得価額としても差し支えない。

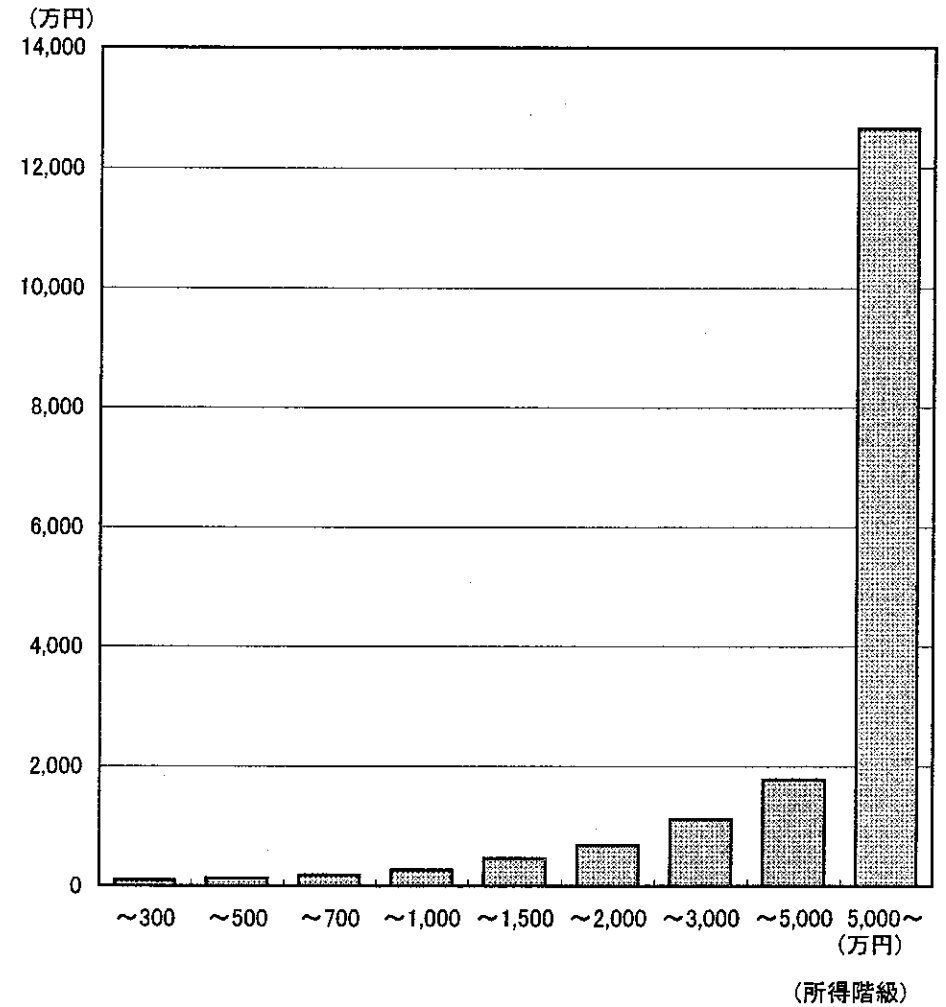
※ 名義書換の日をもって取得時期としても差し支えない。

株式等の譲渡所得等のある者の申告所得階級別分布状況(平成10年分)

申告所得階級	人 員		株式等譲渡	
		構 成 比	所得の金額	1人当たりの金額
万円	人	%	億円	万円
～300	1,909	10.8	17	91
～500	2,566	14.5	33	130
～700	2,371	13.4	43	181
～1,000	2,521	14.2	69	273
～1,500	2,368	13.3	109	459
～2,000	1,318	7.4	89	673
～3,000	1,501	8.5	166	1,104
～5,000	1,377	7.8	244	1,772
5,000～	1,822	10.3	2,305	12,654
合 計	17,753	100.0	3,075	1,732

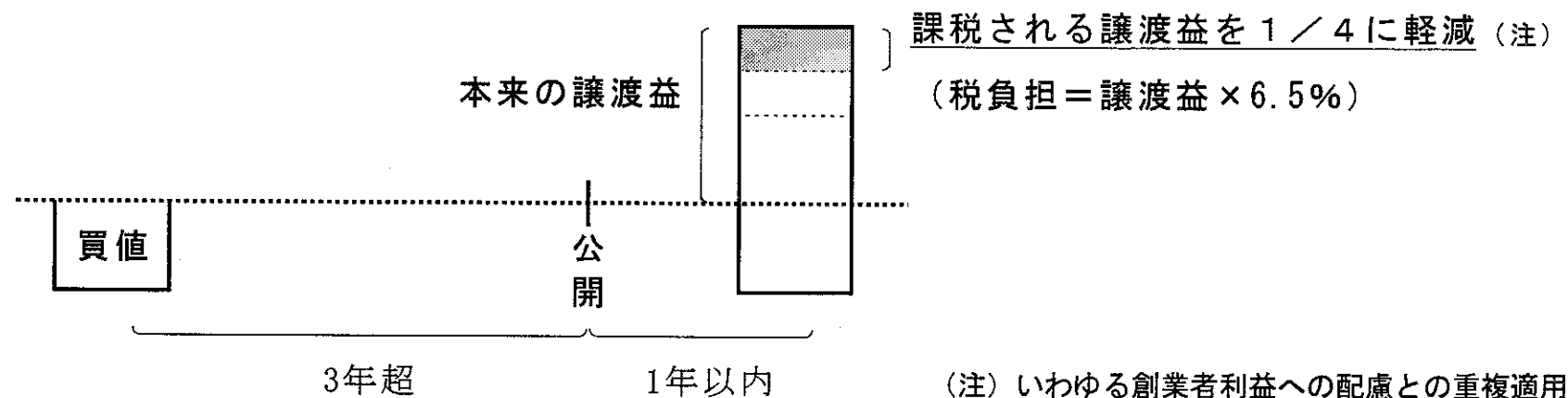
(備考) 申告所得税の実態(税務統計速報)(国税庁)による。

(1人当たりの株式等の譲渡所得金額)

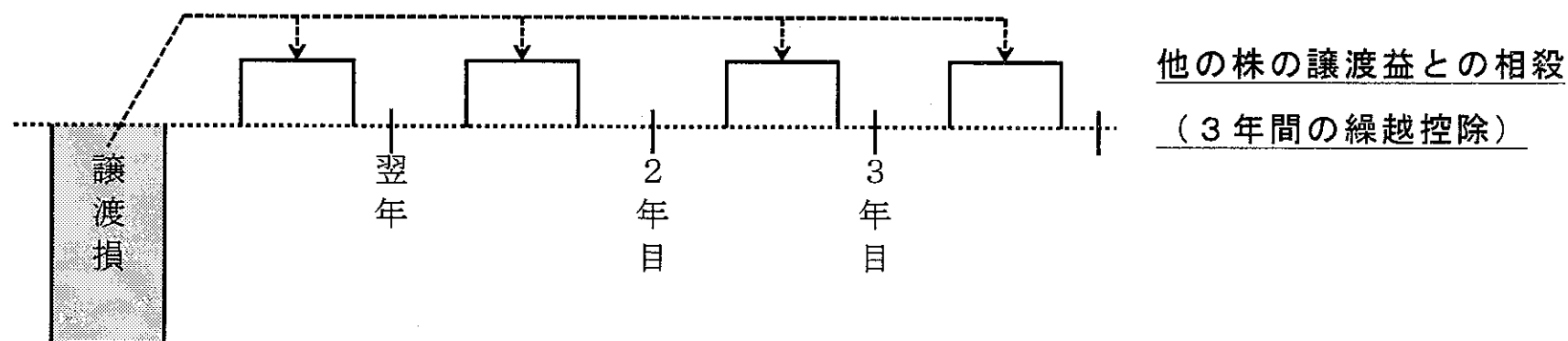


ベンチャー企業に投資した個人投資家（エンジェル）への優遇措置

○ 株の公開に伴い譲渡益が生じた場合 —— 今回拡充された措置

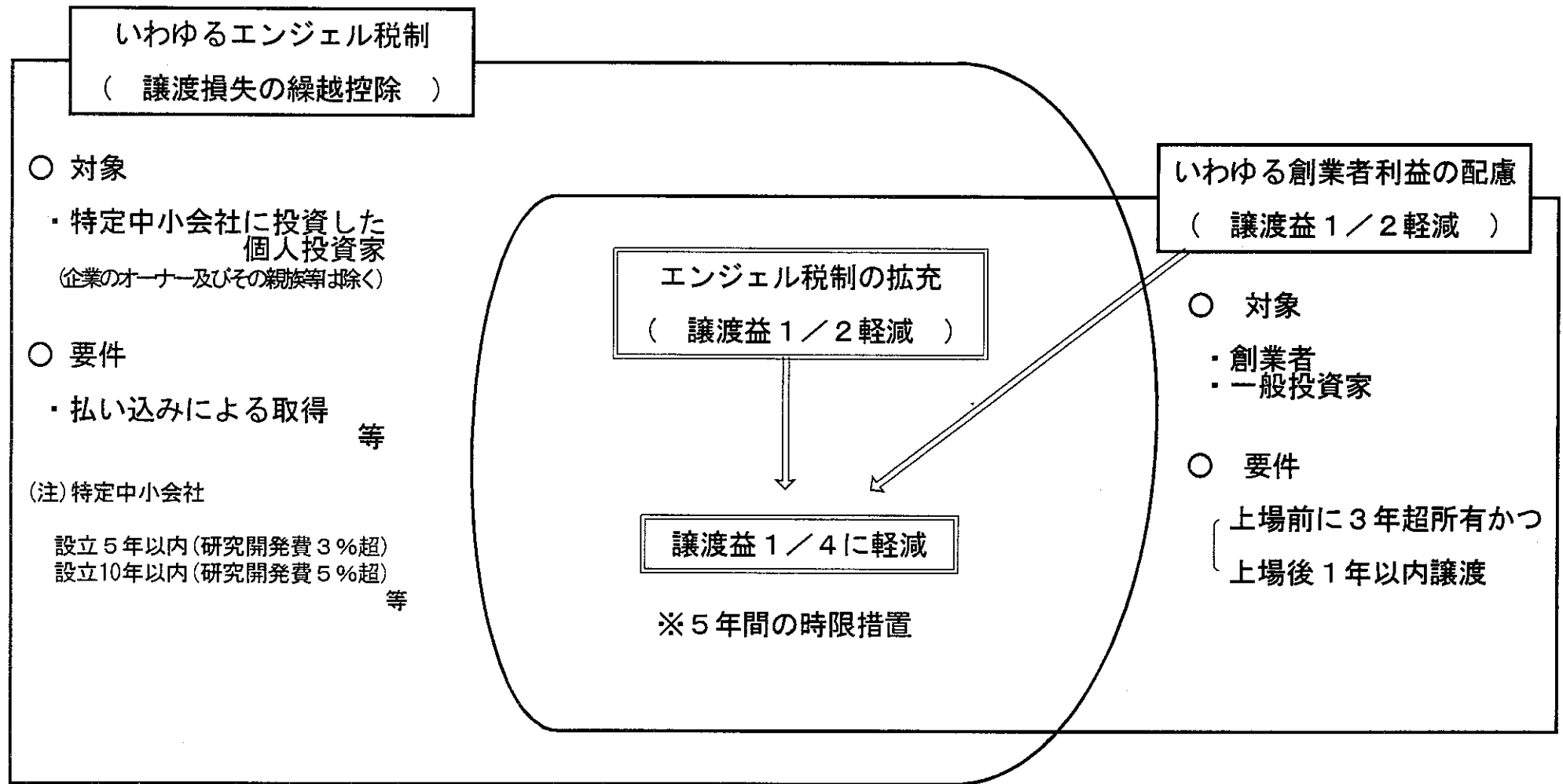


○ ベンチャー企業が失敗し、損失が生じた場合 —— いわゆるエンジェル税制



(注) 個人住民税については、翌々年度以後3年度間の繰越控除。

エンジェル税制の拡充



(参考) ・エンジェル税制 ——— 投資リスクの高い、創業期のベンチャー企業に対する個人投資家による資金供給の支援

・創業者利益への配慮 — 公開直後の浮動株作りや冷し玉の供給等意に沿わぬ売却を要請されることへの配慮
長期にわたる企業育成努力への配慮